

童蒙を
草

二編

四

□ 9
4079
1

11



冊乙
號4079
卷1
函

門口9
號4079
卷1

福澤諭吉譯



童蒙を一人草卷の四

明治五年
壬申季秋
尚古堂發兌

童蒙を一人草卷の四



第十九章他人の天然の通義小就き誠を



夫の在る人ハ天の道小従ひ其身と心とを自由自在に
まき苦の理りりこまを人の通義といふ他人小對して失
禮小もりりせむと他人の害小もあむねことなりをバ我思の
やう小事をふむも差支りることなり又在の太平を害する
こと小りりせむをバ我思のやう小事を考へ我思のやう小言
葉を費するも是亦差支りることなり故小他人を以て我

志やくボのむとひひーよりこの一揆をも志やけりの師と
 唱ふるあり志やくボのむとハ結構人の三太郎とひふが如
 き人を馬鹿小一たる言葉ありやもく此一揆騒動の源ハ佛
 蘭西の貴族等年来百姓どもを無理小押付けこきを耻しめ
 こき浅苦しめこき小無禮を加へーより始りたるあり元來
 佛蘭西の貴族等ハ百姓どもを見てこきを同類の人間と思
 へば自分より一段下りたる者として百姓の自体も其家
 蔵自代も上たる者の思のまゝ小取扱ひ生うるも殺さるも與
 ふるも奪ふも我勝手次第ありと心得て我儘を働くの風ふ
 せバ下々の民百姓ハ依りておぼる所なく唯國王を頼りて

こころ小艱苦を忍び居るをうらやみ此時丁度佛蘭西と英
 吉利との戦争小佛蘭西敗北して國王も生捕とありし小付
 てハ國中の騒動一方ありを然る小貴族等ハこの騒動の世
 小在て却てまゝく増長し傍若無人憚る所もふくして威權
 を振ひ或ハ酒小酌して領分の百姓を苦しむるおどの惡
 行小及びいりハ百姓共もいよく望を失ひ盡して最早前後
 も顔もど乱を思ふの心を生ぜり身ハ飢寒の苦界小陥りて
 貴族の榮耀榮花を觀るの怒不堪へど乃ち農家小有合ふ鋏
 鎌を携へ斧鉞を提げて數萬の百姓群集し國中の貴族等
 を残らむ伐ち平げんとて意を決したる勢ハさも恐ろしき

有様あり

夫の一揆ハ鬼々方々小起りて遂ハ一國中の騷動ハ及ぶ
 愚民の一揆ハ古より其例少からば上の悪政ハ察りてきて
 一時小その締と破るるはハ乱妨狼藉至らざる所あり無知
 文盲の民ハ珍らしかば振舞ふを更ハとせ成怪しむ
 小足らば無数の群民雲の如く集り蜂の如く起り火を放て
 貴族の家を焼き其門を破り其城を毀ち其妻子を引出して
 こそ成あぶり殺し小らる等慈悲なきも亦甚だしとみふべ
 其勢ハ恰も首の鎖を解たる病犬の如くふして義理の何
 者たるを知らば人情の何事たるを辨へざるあり

右の如く一揆の害ハ恐ろしきものなれども其本を尋ねば
 上より無理を以て下を押付けこそ成無學文盲ハ陷りて
 る小由り一旦其締を破りしはれり亦人間の情令を知らざ
 して斯く乱妨をも働くことなれば何あがら一揆の者を咎
 る小足らば其實ハ悪政の罪あり

○をすまをくらるるをんの事

英吉利の領分ある西印度の地ハ年来亞非利加洲より黒
 奴を買入るをこれを「名け其當人の生涯ハ勿論子
 孫すでも買切りの奉公人として其取扱ひ牛馬ハ異あ
 ば毎年この黒奴を船小積込と西印度へて賣買をること幾

千人といふほどの数なきも古よりの仕来りて世間の人
 もこれ小慣を千七百八十五年の頃までハ怪む者もあかり
 一が同年英吉利の國かんぶらトの大學校ハ於て學校の書
 生小文章を作らしめ其出来のよたものハ褒美を與ふべ
 して先生より題を出せしこと何れ其題ハ人を強てせ
 りと為さハ理小當をるや否との問ありとをよきくらせ
 くそんハ此時學校寄宿の書生ふをバ力を盡して其文を綴
 里學校の褒美を得たりこの文章を公けみ次聴せし翌日同
 人ハ馬小乗てかんぶらトより「ろんどん」へ行きて途中も
 始終この文章のことを考へ何れ心配の様子みて道もそか

ぞとて遂小馬より下りて路の傍小坐し躬かき氣を轉して
 思ふに我文章の趣意も或ハ道理小戻りしあらんと強て説
 を為さんととをもども一心小定りたる見識をバ如何しと
 もこ此派變むくわらむきをバ年来亞非利加の人を慈悲あ
 く取扱ひしハ英吉利人の罪小相違もゆらむこの上ハ世間
 一般の人をしく活たる眼を開きしめこの一条小付き正し
 き義理を知らしめざる可らむこハ人間の一大事なきバ此
 大事を身小引受力を盡す者ありるんわらむとて心まをく
 中をかきむしてろんどん小着し取敢む彼の文章を出版せ
 しらバこも派見て心を動かし者も多かりしとせども當人

いふまでもなく殺害不遭をんとせしむる数度不及び一かど
のこもあそどもくらるくせんハ其一心不決断せし趣意を
變むることなくして遂に千八百七十年に至り英吉利議事院
の評議おて「是れいづの商賣を禁むるとの命を下すに至り
て実小天下の一大事件といふべし若しその時より二十年
以前にこの事をいふかたの語る者いふハ愚人ともいふを
狂人ともいふるべき筈あらん

英吉利おても是れいづの商賣を禁むる不付他の政羅巴の
國々おても其例不倣ひ數年の間不皆禁制の命を下し千八
百三十四年に至り英吉利おてもハ政府より二十萬不人との

金を出して諸方おつる領分の「是れいづ」を殘らば身受して
こそ派召使ふことを禁むたり實に此一茶ハ人の不幸を救
ひ大仕事おそども其源を尋む唯一人の仁心より出で
しことあり世のため不我一身を委ねて九人の企て及ぶ可
らざる所の功業を成したるハ人を愛し理を重んむるの心
深切ありといふべし

第二十章職分不就き誠を盡す事

金おても品物おても人の物を貰ひ其代として先方の家の
用を達する又ハ其田地を耕る又ハ其店細工場等おて
仕事する又ハ其人の病を介抱する又ハ其人の名代と

ありて公事訴訟の場所小出るまどを約束する事
ハ先方の主人ハ固より我を信し必是是等の事をよめやう
小為さあんとて我小事を任せたる者あり然る小其金の
を取て勤むべきの職分を勤めざるハ主人の目を掠て不
正の金を取るといふものふて其罪ハ人をだまして金を盗
む小異あまを警へバ今ら小人何れ他の家小雇をきて一
日小十時の間をくら何程の賃銀を取らん一と約束し
て一時の間怠るときハこの人ハ約束の賃銀十分の一を盗
む者といふて可あり
他人のため小事を為して身の面目を失ふことあかんと

あまバ信實をつくり心を用ひて残る所もあま其事を成
さざる可らむ時を以て定めたる仕事あらバ其仕事の間ハ
假令ひ一分時たりとも無益小時刻を費さか多
又この國小居てハ世間一般のため小盡まなき職分ありま
の職分を勤る小於ても信實を盡まなきハ人々相對して請
合ひし仕事小於けるが如くあるべし即ち其職分ハ國の
政事を評議する役人を入札して推舉することあり斯る役
人を撰ぶるハよく其人物を察し其役義小相應まなき者
を考へ唯この一事小心を用ひて一議事院の評議役等ハ唯
一國のためを重んじて事を為すべき者あり裁判所の役人

ハ一國中の人と人との間正しき理を行てせしめんとき
る者あり何れも重き役義の者なればこそ推舉する所ハ
人を恐るゝこともなく或ハ又私人を最負することもあ
く世間一般のため不信實を盡して我職分を勤めざるあり
或ハ又友達あど我相談することもなれば信實我心不於て
其人のため小宜しかるべきと思ふことなれば差圖を人し或ハ
又其友達ある者人を用ひて事を任せんとし其人の人物如
何とて我小聞合をることなれば信實小我知る所を告げざ
るべからば若し我氣力弱くして其人の怒らんことを恐
る人物の宜しからばとハ知りあがらば或は進ることなれば

バこも友達を欺くといふものありこもがため友達ハ何
き人物を用ひて又この人小欺かき害を蒙ること甚だし
るべし故小斯る場合小臨てハ假令心小若くとも先方
の人小對して氣の毒あるも勇氣を振ひ堪へ忍びて丸出
小信實を話さるべきあり

い盲人と犬との事

年よりて目の見へざり難渡者ハ乞食して世を渡る小犬を
道の案内小用ることあり其仕方ハ綱小て犬を繋ぎ其綱を
手小執りて犬の行く方小従ひかけば犬の目小てよ路
導き水小落ることなく崖より轉ぶこともなく怪我の心

配りさざりあり或時羅馬の都小盲人の乞食りて犬小別
かきて往來せしがこの犬ハ珍らしき知恵りて且つ主人
のため小深切をつくり正しかりざる振舞をふせしことか
一盲人ハ一七日の間ハ二度むり同ト所を通り得意の家
の門小立て報謝を乞ふの習ありしが犬ハ既小其路を心得
て案内を為し報謝を施さぐしとお不しき家ハ軒別小立
寄り盲人の報謝を乞ふ間ハ其かた人小休と居て其家より
報謝を與ふる状或ハこも成断るとんハ乃ち立て又次の家
小行き報謝を待つこと前の如し或ハ其家より小錢など投
げ與ふるもたハ盲人小ハこも成探ること出来ざもども犬

格別の人物小て才氣小ハ中分ありと雖ども國の政事向の
こと小付兼てわしんとんの議論小合むる大統領のため小
功を表したることもなく却て統領の為事妨げんとせ
しおどの次第小て大統領小親しき者中を皆この人とハ
不和ふも諸人も其役義小就くことハ逆も覺束ふしと思
ひしが豈圖らんこの度の役を命ぜらる者ハ大統領の
友小ならずして其敵あり
この事小就き最初しう氣をもみし者りてわしんとん
の許小至り此度の役を命トたるハ不都合ありとの趣を述
べしうハ大統領の答小云く余ガ朋友ハ余ガ心を以て交る

あり其人ハ余ガ家小来りてうろろにあり余ガ心小對
 てあろろにあり然もども其人物を察する小性質美あり
 と雖ども事を為さばき男小ゆき一方の人ハ政事向の議
 論小於て余ガ敵なきども余ガ私の心を以てこも後如何と
 もまぐわらむ余ハあよりトわしんとん小ゆき木々合衆
 國の大統領ありあよりトわしんとんの私の身を以てハ初
 の人小對一力を盡し之深切を表さべけきども合衆國大統
 領の身小てハ去きを如何ともまぐわらむありと

④ 捌きの役人がまこいんの事

英吉利王第四世へわりの子あるをうるまの君ハ理非の分

別なき人小ハわらむきども性質短氣小して其交る町の者
 ハ何をも宜しからざる人物あり或時この王子の友達小罪
 を犯す者わらむて裁判所へ引出だきま捌きの役人がまこい
 んの前小て仕置の申渡しわらむけま王子ハ固よりこの者
 を救さんともまの心切ある小由りこの申渡しを聞て怒る
 こと甚だしく場所柄をも辨へま裁判所の席小て捌きの役
 人を打擲せりこの振舞の乱暴あるハ固よりいふまをま
 きことあまども王子の身分とつひ殊小其父君ハ現小國王
 さまバ誰れこまを恐る憚わらざる者わらむよのつぬの入
 りバ必ま王子の罪を咎ることなき答あまどもがまこい

ん小於てハ然らば其裁判の役人たる職分を重んじて身の
 危き代顧を勤る所を勤めんして獨り心小決断し乃ち王
 子の無禮を咎めてこま小入牢を申渡したる
 王子も元來分別なき人物小ゆがぎをバ躬りて其罪を知り
 身分の貴きゆゑを以て自仵小罪人を救ふんと云りも國の
 法小於て是れ許さざるとの理小伏しておんしやう小入牢
 の命を受けたり
 右の始末國王の聞小達せしバ王の喜悦斜あふて手を拍
 ち聲を發し云く國の法を行ふは斯くも勇まらざる人の
 家來りハ余が幸あり斯る罪小伏する一人の子りハ幸
 のよし幸ありと王も亦明君といふべきあり

に誠り入札人の事

是こつとらんどもて議事院の評議後を撰ぶの法ハ四箇村
 或ハ五箇村の組合小て其内より入札を以て一人を擧る仕
 束あり昔日ハ村小て入札する者ハ其村の役人小て一村小
 十六人乃至十八人なりりのをのかり入札の組合四箇村
 二村ハ此人を擧ると二村ハ彼人を擧るとして其札の
 數双方共小同ト多ハ二村づゝ順番小て決着の札を入
 て一方の入札小従ふの風あり
 頃ハ千八百七年國中一般の入札りりて或村小て決着

の札を入と一か村役人の數丁度二小分を一方ハ此人を舉
 んと一一方ハ彼人を舉んとして如何とも決一兼たふ小付
 ささバ別小一人の入札を取てこも或定めんとて人物を求
 め一小身元賤一き鍛冶屋行てこの入札の役小當り然
 る小此度の撰舉小當るべき二人の者ハ唯鍛冶屋の心次第
 小て身の浮沈も定ることふまバ一人の者よりひそり小鍛
 冶屋の許へ使を遣一何卒我たれ小入札を為一良きよとて
 頼入を一鍛冶屋ハ包三隠をこともふく自分小ハ素よりの
 一方の人へ入札を積りて既小其心を決一たりとの旨を
 答へたり使の者ハこも或聞て大小望を失ひ何と一て其

説を變へ一めんと色々小方便を用きども更小其甲斐何
 ざさバ乃ち利を以て小を引入ると一若一此度の一條
 小付此方の思の終小入札をすること何とハ其謝義と一をよ
 き職業を授け且子供の世話をも為一遣ま一との趣を何
 と云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
 度の入札ハ同國の人々ハ益を為さるため小とて余が身
 小受さる委任も余が真心小て其人々のため小宜一か
 る人一と思ふ通り小せざるべからず自分小の利のためを謀
 る或ハ他人ひとり心の心を悦と一めんかのため小取計小
 べき事柄小何とざさバ余小於てハ決一之斯く取計てざる

ありと答へけきバ使の者も當惑したまども尚も我意を通
さんとしきくバ最前の約束の外小金子を贈らんとて初ハ
五百不んとを與へんと云ひ次ハ千不んとと云ひ又増
て千五百不んとをせよ上りたり假令ハ五百不んとおても
此職人の生涯の稼を以て貯へ難き大金おまども更ふこの
金不迷ふ心おく如何おしてもし榮知せざりお由り使の者も
せんりたおく引取りけきバ其翌日の入札お撰擧せよきた
る者ハ片相手の人物おまじしき此人の耻を知りて賄賂を
用ひざりし者おかり

第二十一章借財お就き誠を盡を事

他人を使ふて仕事を為さしむる欲又ハ其人より物を買ふ
て其賃銀款又ハ代金を直お拂らまざるにハ其拂ふべき
金の高を名けて借財といふなり斯く人を使ひ物を買ひし
者ハ借方おて人お使を物を賣りし者ハ貸方あり
高賣する者ハ互の便利のためお度々人の物を借らざりて
うらむ或ハ又高賣お関するまともよめつねの事柄おて折
節ハ是非とも互お貸借するところなり人の物を借ても時を
違へておしてこそ返さるべき目當なりて借方も貸方も双方
得心づくのとおまきバ互お貸借するとも道理お於て差支
おしき雖ども或ハおまきを返さるべき慥なる目當おまきして

妄あやま借かるハ甚いだ宜よ一いかゞざる夫おとありこハ他人た人の物ものを以もて
 自分じ分の利益りえきと一い他人た人の骨折こつせきを以もて身みを養やしなふと以もふも
 のふて其實まことハさうとふた盜賊ぬすびとの類たぐひあり
 正ただしき人ひとハ掘處ほりどころあき次第しだい何なにかゞもバ他人た人の物ものを借かるこも
 ふ一い又また夫おれ返かへるべき陸りくふる目當めあて何なにかゞもバとまを借かる
 こと一い既すでに借財かざいせられバ常つとみ心こころを用もちひてとまを忘わするこ
 と一い萬まん一い小こも思おもひ裁きふきこと出来できて拂方はらひかた小こ差支さしつかるやバハ
 乃すなはちとまがためみ心を苦くるし何なにと一いしてとまを拂はらふと
 様々さまざま小こ苦勞くろう一い些細せさいの残のこりても皆濟みないそふ至いたるまでハ等閑おんがら小
 なることあり

○をせしむるの君の事

日耳曼せろまんの小國せうこくをまゝの君きみおふうとせぬをハ九くを今いまより
 百年ひゃくねんむり以前いぜんの人ひとあり一いが其勝手向そのかたむき不あ如意に小こ借財かざい甚
 多おほき小こ付或人つけあるひとこの君きみ小こ説とき國中くにちゆうの者ものへ新あらた小こ運上うんじやうを増ます
 て勝手向かたむきを取直とらまへ一いの旨めいを勸すすめたり一國いつくにの君きみたる身み
 分わかふて金かねを得えるの趣向しゆきやうハ先まづ運上うんじやうのこころを思おもてるをバ
 尋常よつこの君きみあらバ必かならむこの説と小こ従したがふべき筈はずあり小こまをを小
 於おてハ然しからば獨ひとりり自みづかり思おもふよこの借財かざいを為なしたるハ國
 中の者もの小こあつてさされバ國中くにちゆうの者ものを一いてとまを拂はらふ一いむる
 の理りあり一いて先まづ無益むえきの供人馬くわいびとあつて減げん下げねと一いむる

慶小引籠りて儉約小暮一定式の費を省て金を積と次第小
借財を拂ふの仕組を設けたりこの仕組小て借財の高残ら
せ付き後本國小歸りたり國民の親しとを得ること
以前小百陪しとらるるよ其位を保ちしとん

○でんをむ借財を返す事

高賣小案外の事起りて大なる損亡を蒙り逆も其借財を拂
ふべき見留あき者ハ貸方の人を集て其次弟を告げ身代
りわぎりの物を出して貸方の人々へ分配しと見ふて借財
を皆済ふまること何りとせ成町人の分散と名づく筋合正
しき分散あまば世の人もとせ成謗ることあく却て氣の毒

小思ふものなり斯く世間の人もこ見成許し且國の法小於
ても其借財ハ皆済ふありたる款あはれども若し當人小出せ
を拂ふべき力何も正味借財の高を殘らざ返さる可ら
む即ち是人たる者の心の責ありさるども一度分散したる
者小て更小其舊借を拂ふべき不どの身元小ありし者ハ世
小稀あり或ハことを拂ふ處を不どの身元小ありしものも
あきふりしざれども實小昔日を忘るてこれを拂ひし
者ハ尚更小稀あり若し斯く人物の面目を知らる人と
して譽むべき者あり
ふらんきらんが亞米利加の町人ふんをむの事を記せし文

小云くぞんてむハ初め英吉利のありまるとして商賣せし
が方々へ借財の高増してこそ成拂ふこと能わざ乃ち金主
へ夫々の話合を付けて亞米利加小行き更小商賣小出精し
て數年の間小よけ身代とふまう其英吉利小歸るとはハ余
と同船したる一が歸國の後以前金を借たり金主の人々を
案内して酒宴を設け先年借財のことありを申込しり
容易く其談判を聞入も呉一段かどけあしりて一禮を述
べけきバ列坐の客も唯一通りの挨拶あふんと思ひし初
て馳走の皿を取替るるた皿の下を見れば銘々の前小銀坐
の手形けり即ち舊借の元利を揃へし高ありしと我

は貴族あるはまりの事

英吉利の貴族もろ小人と人小二人の子けり兄をあるはま
りといひ弟をあるはまりと人といふもろ小人と人の死する
るは數千がんと借財けりて其家を續け者ハ長子あるはま
まらありしがこの特別段の法を以て亡父の借財をバ拂え
むとも差支あきこと小定りしはどもあるはまをハ心小於
てあせをころるるはとせは獨り自か謂へらく假令ひこ
の家を續けも借財を付附るまでハ安樂小暮まべかむむと
てこそより數年の間嚴しく儉約して漸く亡父の借財を拂
ふべき方便を得たり

諸方の借財を拂ふに高百五十兩との返済を求るとして
 證文を持參せし者有り主人こそ成聞てよく其次弟を詮索
 せし小證文の高ハ百五十兩んとふは元この證文を所
 持せる者ハ貧しき老人ありしが五十兩との金小て此度
 の人へ其證文を賣てしとの始末明白小分せけしハ主人の
 云く余ハ正しく汝と勘定を為さべきのこ小て過分のもの
 を與ふべからむと云ふ小五十兩との金有り汝が證文を買
 ひし高あり別小利足の金有り汝が證文を買ひし日より今
 日小至るまでの割合あり此元利を持去るべしと云ひけし
 ハ先方の者も恐入り假令ひ一錢を得ざりも法小於ていつ
 一方もあき筈あり小先づ別段小損亡も何とぞをばとてど
 を小て満足せしと云ふ其後主人ハ又彼の初小證文を所持せ
 し老人を詮索し其貧窮なる様子を聞きても小證文の本
 高と定りの利足を與へたり

右の次第を觀る小忍るをまじりの氣力慥小して義理固き人
 物たるハ若年の時より既小其證抑有り其後英吉利小て高
 き位小登り國家の大任を受けしもこの氣力とこの徳義と
 小由てあり

第二十二章鄙劣なる利益を得る小當り誠を盡す事
 世の中小出世金儲の方便ハ様々ありのふとハ或ハ國の

擬ふてハ禁むる所小可きも其出世金儲の趣意柄小
由り世間の人氣を怒らむることあり或ハ其事柄の鄙
劣あるものあり故小自分の身を貴び自分の好よごり事
を以て他人小仕向ることあらんと欲する者ハ斯る出世
金儲の場合ハ當りて人たるもの職分を思ひ天理小背て
身を富むるなどの振舞ハせざりなり

い およろうトでいどの事

およろうトでいどののちんをむまをやの貧家の子あり或る
老婦人の恵みて育てらる年頃小ありて人の家小奉公給
仕人たりしが漸く出世して賄方とあり其心底も律儀小

て萬事小らく心を用るを以て大主人の意小叶ひたり
主人小一人の妹ありしがでいどの立居振舞いと愛らしく
又男らしきを見て朝夕ことば親しく戀慕の情浅かどぞ扱
今でいどのため小謀るふこの處女の心をすましく動かして
竊小契を結びあは身のため小大なる利益あるべし處女の
情も黙止がとく且ハ身の出世のためとて一時ハ迷の心を
起さしめあふもつとざりしが及て自か小考ふるふこハ出世
の本筋小ゆと今若しこの處女と契て夫婦とあは主人
始一家の者をして心を傷しめ我身も處女も共小耻を蒙る
小至らん連ものこと小此一条を主人へ告ることを我職分

是と思ひ乃ち主人の許し至り事の次第を語り迎も不釣合
 なる縁なきを思ひ切らば其取計を為し給へといひけ
 ば主人も其操の高きを感して彼の妹をば遠方へ引分け
 其後間もあくでいどのため小周旋してより後義小推舉し
 たりでいどの此役義小就き數年あつたてて一家を起し今
 ハ彼の處女小配耦するも耻かしくもぬ身分とありたを必
 舊の主人の許して表向小督禮の儀式を整へ一家親類小
 異存なく睦しき夫婦とありしを
 第二十三章物の賣買をること小就き誠を盡し事
 物を賣り物を買ひ其外都て金銀品物を取り遺りたること
 小付き如何なる仕方あるとも決して相互小人を欺くべし
 らむ

商賣人の家小用る目方寸尺ハ米一粒の重さ毛一筋の中た
 りとも偽ちるべからむ性合の宜しからざる品をよれやう
 小飾りて人を欺くべからむ眞實の品柄小應じく價を求め
 以きりたりとも過分の利を貪るべからむ
 又一方より云へハ物を買ふるに賣人の誤りて品物を多く
 渡り歎又ハ其品物の性合初小直をつけしものよりもよれ
 ことゆゑバ買人の方より其間違を賣人の方へ告げざらん
 から或ハ又其品物を既小買人の家小届けし後小て間違

を見出さしこと何れも買人の方より其間違だけの品を返さ
欲又ハ別段ハ其代金を拂もざるべからず

世間の人或ハ心得違へて物を賣買するハ成るたけの力
を盡し人々を欺くも差支なくと思ふ者何れ譬へばこゝに

①の二人有り ②ハ賣人小て ③ハ買人あり然るハ④の思
ふ品物ハ現在目の前小出せることふは其性合を見分

け其多きと少きと改むるハ買人の役前ある故小賣人
よりことを欺くハ勝手次第あり其欺かるハ買人の不調

法ふはバ人を咎むべからずとせむく ⑤の心ハ他人を邪
推し ⑥も亦已と同トテ簡あふんと思ふがゆゑ小斯る賤

しき振舞をよりれこと心得るあり然りと雖ども都て去
の類の振舞ハ大惡無道と云ふべし如何なる者小ても同類

の人を欺きて其罪を許さべきや故小 ⑦も ⑧を欺きたる
ハ ⑨のため小謀る小むしる人小欺むるも人を欺くと

とふき或良とせりあり但し物を賣買するは直段のこと
を彼是とやうやういふハ唯其品物ハ相當の價を定めん

ためのこふて差支何れもざるあり
廣く世の中を見る小人を欺ひて富を致せし者ハ甚だ稀な

り斯る輩ハ假令ハ政府の法は由て罪せらるざるも次第小
賣買の相手を失ふて罪を蒙るよりも苛きこと何れも一人

不嫌す色人不賤しすきて後始て驚き繁昌の道ハ正直不在
しものこと心付くも既後たたるあり

律儀なる丁稚の事

田舎の老人其子を連せて「ふりよるく」来り呉服屋へ丁稚
奉公不入を初の間ハ都合よかりしが一日或る婦人の店
来りて縮の衣裳を求めし付き彼の丁稚ハ望の品を出
直段の相談も出来て代金を請取らんとするも不圖そ
の着物不疵あるを見出し乃ちこも成婦人示して云く今
よくこの品を見るはらく少の疵あり手前の職分は
不念のため不申し上るといふけは婦人もこれを聞き買

もむして去りたり

家の主人ハ竊ふこの様子を見て大に怒り即刺手紙を認め
て田舎の親許に遣し早速この子の迎ふ来るべしこの小僧
ハとても町人とあるべき者不何れむむとの言を告げたり
親父ハ兼てこの子の正直なるを頼居たりし不どのことあ
まバ店より来りし手紙を見て心配少ありむを兎小角小
供の不調法せし次第を聞んとて急ぎふりよるくへ行き主
人ハ面會して此子の迎ふ町人とあり難きとハ何等の次第
ありやと尋ねけは主人の云く機轉きかざりあり既小一
兩日前のことあり或る婦人店来りて縮物を買ふんとせ

しつれ此小僧めがゆらざること候志やべり其品物不疵の
るなごして客人へ告げ遂小商賣を仕そこあふたり品物を
吟味せりハ客人の役前あり自かまゝ其疵を見出さざれば
夫迄のことあり然る候此方より態々疵あるふどして知ら
るるハ馬鹿のといふべきありと

親父ハ又重ねて念を押し悴の不調法と申をハ唯この一条
のそふて外小何ぞ罪ハ何れもやと尋ねけり主人の答ふ
固より此一事のそふて其外ハ申介りなむといふ小親父ハ
行笑ひ左のそのことあつた余ハこの子を愛むること以前
小百倍せり但しこの度の一条を態々告げ給ひ一段ハ辱ふ
しと雖ども最早余ハ一日もこの子と君の店小置くべから
せり親子諸共早々立歸りしといふ

③ 硝磺を蒔く事

百年をかり以前までハ北亞米利加のみぎをりといふ河の
邊小住居する土人ハ何より歐羅巴の人と交りしことあり
り其頃或る歐羅巴の商人彼の土人の住居せる里小行
き愚民共へ鉄砲の用ひ方を教て持行き鉄砲と硝磺を賣
渡し其代小獸の皮を取て歸りしことあり其後又佛蘭西の
商人交易の品小硝磺を仕入きて同所小行き小土人共ハ
其以前小交易せし硝磺を澤山小所持してこの度の品を買

ふべき様子ありきききバ 佛蘭西人ハ大困して彼是と工夫
を運らし賤しき計略を以て土人へ告る小ハ焰硝と以ふも
のハ草の實ふて其草ハ稷おどの如く畑小出来りあり
と欺きけきバ土人等ハこも後信ふ受け所持の焰硝を残り
を畑小蒔きて新小佛蘭西人の品を買ひ其代小獸の皮を渡
たり

土人等ハ焰硝を蒔し畑へ猪鹿おどの来りて種を荒らさぬ
やうふとて番人を付け時々見廻してハ焰硝の苗の生ふる
を待てども更小芽を出さべき様子もろくきききバこハ怪し
むべきことあり若しや佛蘭西人の偽計ハハろくきききと心

付く折柄もや時節も過ぎ去りて其種よりいよく草も木も
ええざるを見て大小望を失ひ全く彼が計略小乗せらる
とて深くこれを遺恨小含め其後彼の佛蘭西人ハ自分小
てこの里へ来る小ハ憚るや急仲間の者へ色々の代物を
持たせり交易小遣たりたる小土人等ハ何らの手拭小てこ
の度の佛蘭西人も先小偽計を行ひし者の同類ありとの由
と探り得たも先づこも後知らぬ体小取成しつよ
やう小扱ひ其荷物を置く場所とて村の中程ある一軒の小
屋を賃渡しけきハ彼の商人ハこの小屋小て荷物を解き交
易のためおきバ持来りし品を残りを出しつこを並べ立

て見世の飾りつを小出来一處へ先度欺りて燔硝の種を
蒔き一者共一度小この見世へ押込る忍一やくも亦く銘々
の氣小叶小物を奪取し瞬く暇小交易の見世ハ空店とあり
たり商人ハこの振舞を見て大小怒王早速里の乙名の許小
行て事の次第を訴へけきバ乙名ハ以んぎん小挨拶の口上
を述べこの事小就てハ必む曲直を裁判して君の身小迷惑
ふきやり取計ふべ一ききどもこの裁判を為さ小ハ燔硝の
實る時節を待たざる可らむ其子細ハこの里の者共をぎ一
ころ佛蘭西人の勸小由て燔硝の種を蒔きたるバ追々其苗
も亦之實り熟る時節小ありべき由名其上小て里の者一
同申一合せ山小持して獸を捕り其皮を以て君の失ひ一品
物の代を償ひ又先小君の同國の人ガ深切小燔硝の作方
を教へ具一うろぎ一小報り積ありといひけきハ商人
ハ尚小土人を欺かん一燔硝の苗ハ佛蘭西の國小てハ上
く生立てども亦の邊の土地ハ燔硝小相應せざる由急迎り
實ることハむちかりうろぎ一あどして様々小以ひめけせ
んと亦見ども最早土人も此派兼知せむ商人ハ大小面目
を失ひてもちぶささ小一帰里たりと我抑も此商人ガ土
人のため小斯く追ひめつけたり小少一も耻る氣色亦
きハ人た亦職小を知らざる者といふべきあり

右の如く佛蘭西人の不埒を働き一由り損亡を受け一者ハ當人の三小切を其後土人ハ佛蘭西人とさく所を六次してこまに交易を為さず遂にこの里小於て佛蘭西の高賣の道ハ絶て一國の損亡とありたり世の中ハこの類の事甚と多し英吉利の或る場所小て笹縁の切を織り其土地の産物たり一が一体この笹縁といふものハ正味直打なきものを善きなり小作出まぐき品柄なる中急追々偽物を作して世間の人小厭をも近年小至してハ全く其土地の産物渡世の道を失ひ一ことりり又先年英吉利の政府下院の評議小云へることりり同國のゆるらんだの一州小出来る麻ハ

英吉利國中小用るだけ十介おととも英吉利へ外國の麻を持渡ること甚と多く且その直段も所ゆるらんだの麻より高し其次弟を尋る小ゆるらんだの麻ハ濕氣を與へ或ハ俵の中の方へ坩を入をさじ一で目方を重きやり小荷作し其濕氣のため小麻の性合を落さるものり斯く不正なることハ働く者ハ三々り小五人り八人小ても買入の方小てハゆるらんだの麻と所をバ一々其品物を改めて後小買入ざるべりり品物を改め吟味する小ハ時刻を費し手間を潰すこと未もバ其時刻と手間とハ即ち金小異らる故小斯く改めの手間を費す品物を買ふ小ハ慥なる品物を買

ふ不どの價を出さくわどど且又高賣の相手ハ誰ふても買
人の勝手次第なき不正の者を相手ふして物を買ふより
も正しき人と取引するをさるるよく思ふハ人情の常あり
右の次第を以て「いゝららんと」の麻も彼の筈縁の如く追々
世間の人不保やぶちきて遂ハ高賣の道を失ふ不至るべ
右の話を以て考ふは物の賣買を正しくするハ實ハ大切
ある事柄あり

第二十四章 約束を守り不就き誠を盡さず事

人と約束をも其先方の人ハ我を信す必其約束を違ふ
ことハありとて専ら此方を頼みし銘々ハ心工面
をきるものあり然る不此方不其約束を破るとは先方
の人ハ大不保ちぢひして兼て心不用意たる仕組も水
の泡とあり一故不子供ても大人も一度人と約束
し其事柄ありきこと不さく何とぞとバ假令ハ我身不取
りてハ不都合ありとも必此を守らざるべからざる子供
の事ハ僅の事不ても約束を等閑不まらざるハ次第不
あま不慣年より後ハ大切あるとを約束しても矢張
これを破るやう不ありて世間のひと不嫌をも賤しあらる

いむり人として西班牙人の事

往古西班牙の半國ハむり人ハ押領せりたり
 阿非利加洲の地ニある其時代ハ或る日西班牙の人若き
 ろつこの國の人種ありむり人と一寸たる喧嘩の上ニて圖らむもこれを打殺
 したるより小其場を逃去りて隠處を求め一不別荘と云ふ
 一き處あり一也急其場を飛越して内不這入り見む其主
 人もむり人あり依てこも小事の次第を告げてかくやうて
 主人此とを頼りたり
 むり人の風俗不て共小物を食ひ一者ハ危き場合不臨で
 必ぎ此をかくやふとの仕來ある主人ハ必むこの西班牙

牙人を救ふべしとの證據と一有合ふ桃の實を取て共小
 食ひ先づこの人を離坐鋪ふ入きて錠を卸一夜不入らバ尚
 又大夫ある處へ移さぐ一と云置きて別荘を去り本宅へ
 歸りたり
 主人ハ我家へ歸り漸く坐不就く折しも大勢の人數泣きり
 叫びり今西班牙人ハ殺さきたるこの家の子の死骸を門口
 より荷込きたり主人ハ見りより打驚き此を殺したる者
 ハもろもあやさま今我かくよんとむる西班牙人ハ相違
 あらむとこの事知りたきども一旦約束せしことハ破る
 事ト覺悟を定め事の次第を誰へも告げむ一夜不入

彼の別荘に至りて座鋪より西班牙人を出し名馬を貸して
こもふ衆らしめ別を告て云く如何不耶蘇の人 西班牙人を
今朝君の手不拭て殺したる相手の者ハ我子あり君その
罪を遁るべき道ありと雖ども余と共不物を食ふたきハ余
ハ約束の言葉を守らざるべからむ夜の間に疾く走呈給ふ
一曉に至らば最早氣遣もあるまじ君ハ我子の血を流し
て罪を得たりと雖ども余ハ君不對して斯る罪を犯すこと
なく信を守て失わざるハ天の余を恵み給ふ所ありと

③ 佛蘭西王およんの事

紀元千三百五十六年佛蘭西王およん 英吉利の將軍ぶらう
きふりんと戦て敗北し擄とありて英吉利へ送らば同國
お止ること四年英吉利ふてハこの佛蘭西王を以て其國の
人民を諭さしめ英吉利の思通り不和睦を結ばんがためこ
を赦して佛蘭西へ歸らしめたりこの度の和睦不付き英
吉利より云出したる箇条の中不佛蘭西王を赦したる代と
して四百萬金の償金を拂ふべしとのことありしが佛蘭西
王歸國の後國中の人民この箇条を兼知せざして和睦の談
判も遂不調ひ難し
佛蘭西王ハ一度赦免の身と為りたきども國中の人民ふて
英吉利へ約束の償金を拂ふべき様子あきを見て自國不止

るをらるるよとせむ再び英吉利小行き申訳のため囚倅
小就かんとして自から心を決し左右の人々を止むせじ
も聴入をせむして云く一國の人民悉く皆信義を忘却せると
もせめて國王たる者の心小ハ大をを守らざるべからむと
右の次第小て佛蘭西王ハ英吉利へ歸り再び擒とありて遂
ふろんぞん小於て命を終せり

第二十五章益なき惡事を為さざるや誠を盡す事
人の性質輕々しくして或ハ無益小徒らあることを為す者
何きども少しく心を留て考ふきバ甚ど宜しからざる事小
或ハ奇麗小出来たる籬何をバ一寸その杭を引ぬき或ハ

新らしく塗たる見世の看板を見て手の届く處なきバ指を
もてこきを汚し或ハ人の別荘小どへ行けば木を折壁小
疵付け又ハ木片小どもて其壁小自分の姓名を記し或ハ人
の家小這へきバ書画置物小ど立派小飾付けたるをも憚ら
ざして座を穢し諸道具を狼藉小乱り或ハ人の園を見物小
るるに番人小人何とぞきバ花段を踏み築山を荒し花を折
り實を取るふど一々計立る小違何とむ是等ハ皆人の物小
て朝夕其人の心を樂まむる所の品ある小趣意もあく徒
ら小こき成残ふとい鄙劣ともいふべし又無禮ともいふべ
し或ハ又料理茶屋小ど人行き其席の食物を被小入き又ハ

無益ふこきを荒らして歸る者何れ世間の人ハ此を格別
 のあつても思ふべきとも其實を云ハ盗賊あり茶屋の主
 人ハ唯一時客人の飲食を大けの品を供へてそきだけの
 代を受取るなり然る小自分の飲食をより外の物へ手を
 付るハ盗賊ふ何れぞ何ぞや
 何品小限らむ假令ひ我ものふても或ハ人のものふても一
 度こそは残ふよりハ最早世の中の役小立たざりやゆゑは
 其残ひく大けこの世界を貧乏不為したるあり廣き世界小
 萬物多しと雖も人をして徒らふこきは残をくむる不
 澤山ふハ何れぞものあり

又ある小一種のいたづらごと何れ即ち其趣向ハ戯小人を
 悩まし畜類を苦しむることあり譬へバ子供の仲間ふて言
 合せ一人の子供を暗き裏ふておどかさふどの戯り實小
 考へもあきたむきと云ふべし斯くおどかさ者共ハらま
 をふぐさと思ふべしきどもおどかさるる子供の身小取
 りてハ如何をかりの苦痛あるべきや物小驚くの甚だしき
 ハ正氣を失ふに至ること何れ容易あざざることあり又或
 ハ氣前より子供を馬鹿ふして法外なる虚言を語ここは
 欺て悦ぶ者何れは亦宜しかりざることあり誰ふても人
 小おどかさ人小欺かるるを好む者ハ何れぞとさき巴我

も亦人をかどか一人を欺くの理あり又或ハ犬
 の尾小空樽を結付け或ハ犬をけりかきて猫を苦しめ石を
 投げて鳥を打ち犬猫の子を川小投り込むあど何きり慈悲
 の心あきあぐさうとゆふべー
 又あつ小一種のけりきいたがごとく此いたうハ余
 程念入たる仕方て大悪無道ともゆふ辱きものあまハ世
 間小も稀おぼることなり即ち人小對して何う遺恨を含
 夜ひそか小其人の屋鋪小這入て若き木を切倒し或ハ其畑
 を荒らし或ハ其牛馬小疵付けあど辱る者けりこハ實小根
 性ころりきいたがごとく心けり人の最も悪む所なり

① 蜜蜂と黄蜂の事 寓言

黄蜂と蜜蜂と出逢ひ黄蜂の云へる小世間の人皆余を嫌
 て君を愛むるハ何故あるや不審千萬あり御互小容色ハ大
 抵相似寄り唯余ガ体小ハ金色の筋けりて少しく君より
 奇麗あるのをも余も君も共小羽根何方虫小て共小蜜を好
 或ハ氣小叶えぬこと何は人小を刺さるを少しも相異ある
 ことやけのそり余ハ折節人の家小も這入り其食事の器小
 とよりあどして君小較まばよ不ど人小親しく是れども人
 ハ常小余を悪む余を殺さんと是る者多しこも小引替へ君
 ハ疑の心深くして人小ハ甚ど疎縁なり小世の人ハ却てこ

色を愛し君のため小の家を作し家根をふた冬の間も丁寧
小世話してまきを養ふハ何故ぞや實小驚く産き次第あり
と
蜜蜂の云くこハ外の譯小何と君の人のため小益を為さ
せしめて却てこきを煩も其邪魔を為さゆ名世の人ハ皆君
の道づくを好まざるあり余ハ唯毎日のそがしくして人の
ため小蜜を集るゆ名人も自かた余ガ仕事の無益あざる
を知り今君のため小謀る小人の好まざる愚へ妄小出棧
て無益小時刻を費良よりはの暇を以て何れ世のため小益
つること勉め給ふ方然るべきあり

象と仕立屋の事

東印度 天竺 小て或る仕立屋見世の窓の内小て衣裳を仕立
て居一處へ往來小一定の象通りかゝり其鼻を伸して窓へ
さし入せし小仕立屋ハ心たぐさ小針を以て鼻を刺しけさ
バ象ハ驚ひて其鼻を去り河の方へ走行きたりゆとこの象
が窓より鼻を入せたるハ害を為さ積小も何れかぞと小其
生肉へむぎと針を刺したるハ仕立屋のこり心たぐさ小
バ其罰を被りしハ道理あり暫時何りて彼の象ハ鼻と口へ
一杯小水を含み例の窓下小来り一度小こきを吹出しけさ
仕立屋ハ頭く々怒身小穢き水を被り大事の仕立物もづ

ぶぬをとりて近處の人小笑をえたりといふ

第二十六章信實を守らる事

人間萬事信實を守らて偽を行はば虚言を言えざるハ最も大切なることあり

譬へばこゝ小旅人けりて終日の歩行小疲を或る村にて子供小逢ひ次の宿で幾里けりやと尋ら小子供ハ偽りて三里けり路を一里とてみひきかせおバ旅人ハ最早この村小泊る積みてもさうぐら小一里と聞きこも小力を得て尚又けり進むべし然るにハ此子供のため小旅人の害を被ることハ實小容易あらず或ハ先の宿でけり行著むして途中小疲きて倒るることあり或ハ無理小身体の力を用ひて病氣を引出し全快小至り難きことあり

右ハ人の身小取て大なる災難お生とも其本を尋せバ唯子供の一口虚言を云ひしよりして起りたることなり又譬へばこゝ小老よんとぜんむきとて二人の子供けり二人とも同ト様の玉を所持して老よんの玉ハぜんむきの玉より少し良き申せぬむきの欲心おて老よんの玉を己が玉ありと云ひけきども老よんハこれを聞入きを双方何ら奪ひとありてさうバ友達へのぬりを證據人小してこれを糾さんとして同人へ其次弟を告げしぬりハ年少の子

供不て嘗てぜいむきふ打たせしこと何れゆ名其玉ハ志よ
 人の玉とハ知るあぐも復せいむきふ打たせ人ことを恐
 てこそ成せいむきの玉ありと云ふん然るも此ハ「へぬりハ
 虚言を以て玉の主なる志よんハ容易あふぎの曲を被ら
 一めし者と以ふべし或ハ斯の場合ふてハ志よんハ容易ハ
 其玉を手離さることありるにけむハぜいむきハ力を以てこ
 是を取らんとし或ハ志よんを打擲し双方打合の喧嘩と
 ることも何れん斯る處へ先生出で来りてこの喧嘩ハ誰よ
 り始めしやと尋るふへぬりハ尚もぜいむきを恐て志よ
 んより先手を出したりと云ふ由り先生ハ志よんを叱
 ること甚だしく或ハ志よんを鞭つことも何れん然るも此ハ
 へぬりハ志よん虚言を以て罪なき志よんを罪おかとい
 是しと以ふ者あり

斯くの次第ふてへぬりハ此る者のぜいむきを恐て自分
 の身をかたえんがためハ二度虚言を以て大造ふる惡事
 災難を引起したり

右ハ唯譬の話なれども現在世の中ハ虚言の行えりるがた
 めハ大なる禍を醸すこと何れ昔日ハ虚言を以て人を罪ふ
 かすし以てこれを殺したる例も珍らしかる今開けしる
 世ハ先づ斯る患ハ稀なれども尚人を欺き人を誑る者

けりて其人の面目を汚し其身代を失てゝむること少あり
 らざる故小人としてこの世の生は世間のたれ小害を為さざ
 して益を為さんと欲むる者ハ稚きよりかまそめふも
 虚言を云をせしめて一心一向に信實を守りやう心裁くべき
 ものあり

虚言偽計も色々の種類ありて其罪一様あるを其害同ト
 かりと雖ども盡く悪むべきものあり子供等がけりしきこ
 とを為して父母小叱らせんことを恐てこそ減かくはか
 どハ即ち偽計あり斯る子供ハ唯己が罪を道せんとするもの
 とおはせども少し道理を考へふに假令に父母の怒ハ恐るゝ

くとも眞實を打明てつふに我自分の身のためかま一度の
 虚言ハ二度の虚言を導き二度三度こそ小慣きて遂ハ虚
 言偽計の性を成し世間の人もこの子の云ふことおはせ
 言たりとも信仰せんとせざるてこそ成賤しめこそ下
 一むちやりおあるべし

物を取らんがためお小虚言ハ謗を道せんとがためお小
 虚言よりも其罪深し譬へばつゝ小子供けりていつもの通
 り七日目お一度一べの金を母お貰ひおかた父の腹お来
 り母おハ半べの金もおかりしとて又父お一べを貰ふ
 おどのことけりばこハ誠お見苦しき虚言おて其父お貰ひ

一、ハ盗たる金と云ふべし
又自分の罪を遁せんとし或ハ罪なき人を罪小かとし以て
んこして以ふ虚言ハ前小記したる種類の虚言より今一
段罪深きものと云ふべし

又心の中不企てゝ態と人を欺かんがため不云虚言の外
不云一種の虚言なりこの虚言ハ物事を頓着せざる軟或
ハ物事を性急不まの軟或ハ物事不熱くふるおどの心得違
より起るものなりさりりる志よんせんといふ人の説不都
て世の中の虚言ハ多しと人を欺かんとし以て企つものよ
り多しハ物事不頓着せざりより起るを常とて兎角

世の人ハ其云ふこと其行ふこと小間違なきやう不として
心配ハせざりて或ハ當り外きのきたざれ處を以て或ハ事
の真偽をよく糾さるゝ唯人の氣不叶せんがため妄ふる
ことを以ふ者多し譬へバ職人など注文の仕事を以よく何
日を以て小為さるゝとの見込も何れも唯人の氣不叶ふ
やう不として妄不日を限りて請合ふおども此例あり
又或ハ物事不心を用ひて唯人を驚くことのを好で法
外ふる話を為し何れも人の害不ありぬ積りて平氣ふる
者なり或ハ其をふの事柄り全く種なき虚言のこハ何
らぎきぞも元人を驚くさんとする趣意あるは妄不事を大

造つく不ひ立たて其その實まこと不た過まる也や名な矢や張ちやう虚う言げん偽ぎ計けいの一種いしゆ類るいあり斯しか
る人物じんぶつの話わまりを聞きく不た當あた前の語ごを用もちひてまむべき處ところへ
りざと力を以もつて大おほなる限かぎなき巨きよ大だなる美びを盡つくしたる洪こう
大無邊だいむへんなる目を驚おどりて恐おそろしきおどいふ語ごを用もちること多おほ

譬たとへばうう不た親子おやこ不た犬いぬの話わりり「夜前やぜん町まち不た大不逢おほひ
一いが其その多おほきこと數限かずかぎでもりらむ五百足ごひゃくあしハ慥たし不た居ゐたり親おや
く犬いぬの多おほかるべき筈はずなり「百足ひゃくあしハ請合まがひああり親おやハ夫おとこも何なになるま
下くだ此村このむら不た百足ひゃくあしの大おほハあき苦くるあり「さき進すすまば十足じゅうあしより少すくなき
ことハふりり「なりこ進すすだけハ慥たし不た相違さうゐり「らと進すす親おやハ汝なんぢを

トめハ慥たし不た五百足ごひゃくあしといひ今いまハ慥たし不た十足じゅうあしといへりさき進すすまば二
の十足じゅうあしも覺おぼ束たすあり「汝なんぢハ自みづかか不た既すで不た二度にどまを説せつを變かへた
進すすまば余あまハ汝なんぢのいふことを信しんぜざるあり「といふ不た子供こどもハち
「何なに不たど少すくなくとも彼かのぶちとおろしハ慥たし不た見みたり
右みぎハ妾めかけ不た人を驚おどかさんと「聞達きんたつを以もつてたる一ひとの例れいあり
又また「不たよく相あひ似に寄よりたる話わり或ある男おとこ幼少おとこの時ときより學問がくもん
せ「ことおよく嘗かつて一度いちど西印度せいいन्द不た行ゆて歸かへり大おほ不た得意とくいの色いろを
為なせり或ある笈あしの半なかの頃ころ人の話わ不た二の節せつの日の出ひハ朝第あした四よ
時ときの頃ころあり怪あやしくぬ早はやきことありむやと云いひけきバ彼かの
男おとこの云いく朝第あした四よ時ときの日の出ひハ驚おどく不た足たらむ西印度せいいन्दの「おや

あざむく思ふべしきども信實の語を以て偽を傳へ人を欺く
 んとまろ趣向あまバ惡事非を以て何ぞや童小こき誠偽
 計とのま名づく處かたを天の以まあ不背ける罪といふ
 べきあり

右の次第を以て人間萬事真實より大切なるものハあ一我
 身の事不就き他人の事不關して真實を守るべきのまあ
 天下古今の物事を察して真偽を糾一その偽を去て真不
 従もざる處くらむ譬へバ歴史を讀む小も正しき人の著述
 を撰むざるべかたを學問藝術を稽古する小も其事柄の慥
 小一々以よく間違あきものを學をさざりべかたをよれ證據

何る小何とぞ世ハ世々の治乱の真を糾るんかたを事實を
 試してよく其有様を見ろ小何とぞ世ハ學問の真を知るん
 うと物事を詮索して不分りのまあ小こき捨置くべ
 らむ必む其真偽是非を糾一我心不満足するまあ至て止
 べきあり根あき推量と曲まる考ハ世界の害を為一真實の
 事と正しき説ハ人間の益を為るものあり

①羊飼ふ子供狼と呼びし事

羊の番まろ子供はうて或日あぐさる小同村の者を驚うさ
 んと思ひお不かくと呼をうて走せけはハ村の人々ハ狼
 の来りて羊小戯しことあふんと心得て比をくかけ出

其場そのた小至せ見みきバ何事なニもあきやあつつままぬこととなりと
 て此子このこを叱しりて銘々めいめいの家いへ小歸かへりたり其後そのち數日かずかを過すき現あらわ
 狼心おろしで来きりて羣むらきたる羊ひつへ飛ひ撲ぶりししバ子供こどもハ以もて村むら
 小歸かへりておお不ふかしくと聲こゑを限かぎり呼よび叫こゑべども村むらの者ものハ落おち
 付つたりひ最早もとも二度にどハだまきぬををとて見み向むく者ものも何なにも
 こまがため夥多おほくの羊ひつハみままく狼おろし小取とらままけまま羊ひつの主しゅ人
 ハ此このよよを聞きて大おほ怒どり直ただ小此この子供こどもハ暇いとまを遣つかへたり
 右みぎの次弟ついで小て戯あそばハ云いひああぐぐ一度いちどの虚言うそを以もてこの子
 ハ渡世とせの道みちを失うひたり

○あべるととふらんくの事

ろべるととふらんくろべるととふらんく兄弟あにの子供こどもりり或日あるひ兄あにのろべると
 と弟あにを呼よびつららまま名なのハ竈かまどの前まへ小眠あそまりりこれこを起おこして
 遊あそぶんと云いひけままふらんくも面白おもしろくくここままより兄弟あに
 の子供こどもハ臺所たいしよ小行ゆて犬いぬを起おこせり
 臺所たいしよの竈かまどの上うへ小牛うしの乳ちをいいままたり銚しやうりりどども二人ふたりの
 子供こどもハこまま不ふ氣きも付つく夢中むちゆう小ありて犬いぬと戯あそぶ其機そのき小誤あや
 て銚しやうを蹴け飛とり器うつも破やり乳ちもここがけまま二人ふたりハ大おほ驚おどき
 且かつ恐おそまま且かつ心配しんぱんの様子ようし小てここままででハ今日けふの夜食やじき小ハ乳ちか
 かる人ひとハ少すこ弱じやくきたる様子ようしありり夜食やじき小乳ちああハ何なに
 故ゆゑぞ家いへ小ハ最早もとも別べつ乳ちハああきやや別べつ乳ちハ何なにもも茶ちや兩りゆう

人のためふハありやべー其マけハ此間糞ガ乳をこぼした
 るマに母上の云へる小乳をこぼすとハ粗忽あり以後乳を
 出がまこと何バ其日の夜食ハ乳を與へざりべーマて
 叱らるゝあふむやマさきバ今日の夜食ハ乳ふきのゑ鬼ハ
 角ハこの次第を母上ハ告げざりやべかふを何事ハてもそさ
 うーたりバ直ふことを成告げよろやか福々母上の教ふきバ
 その通ふせざりやべかふを余も直ふ行くべきふきども
 さのゑ急ぐ事うらや暫く止るべーといふさうふふふんく
 もあまー待て早く来たろく今少ー待たもよ余ハ何分
 ふも恐ろしく行く行き兼ねあり

右の次第を見ても大小子供等の心得とあるべー都て子供
 たる者ハ眞實を語る小恐るべかふむ少ー待て暫く止るか
 ぞ、以てをて其不調法の次第を直ふ打明て云ふべきふ
 待てバ待つ不ど止るバ止る不ど段々小恐ろしくあて
 遂ハ眞實を語ること能むざるの場合小至るべー即ち今
 ろべるとの心を察する小丁度この場合ハ當て今暫くくと
 て見合せ居る間小遂ハ其鉢を破れたる次第を打明て母ハ
 告ること能むざる小至るふらんくハるべると共ハ行
 かんともども其動ろざり成見てこきを捨置き一人ハて
 母の處へ急ぎけり

跡あと小残こざんまてろべるとハ何なにとウ工夫くふうを運はこらして母ははへ言こと訳わけせ
 んものをも思おもひ獨ひとり心こころふらふづきて蔡さい兄弟けいだい二人ふたりふて口くちを
 揃そろへ乳ちちの鉢はちを破やぶる者ものハ蔡さい小こ何なにと云いふ母ははも心こころを
 信まことと思おもはん軟かさききどもあつんくが既すで小母ははの處ところへ行いて真まこと実まこと
 を告つげたとさきバ困こまりたるものなりと思し案あんを問と小階かゐ子こ
 を下くだる母ははの足あし音ね何なにけきバろべるとハ又また悦よろこび中ちゆうを何なにが
 た一ひとあつんくハよご母はは逢あはせざるありさきバ我われ思おもふよご
 小母ははを欺あざむかんとて卑ひ怯きよ未ま練れんのろべるとが虚うそ言ごを云いふんと
 心こころ決けつしたり
 母ははハ階かゐ子こを下くだて臺だん所じよ小来きり牛うしの乳ちちのこがきて其その鉢はちも破やぶき

たるを見て聲こゑ高たからり小こハ何なに事ことを誰たれガ所ところ業わざあるやと云いひ
 けきバろべるとハ低ひき聲こゑあて一ひと余よハこをを知らむ一ひと汝なんぢこ
 甚た知しらむや真まこと実まこと小こ一ひとふべ一ひと余よハ汝なんぢを叱しる小非ひを假た令とひ
 家いへ内うちの皿しづ鉢はちを盡つくく破やぶるつくとともに一ひと言ごの虚うそ言ごを以もつふ小ハ
 優あまきろぞろべると汝なんぢこ甚た破やぶりたる小何なに處ところに在あるかやと云いふバ
 ろべるとも赤せ面めん一ひと顔かほの色いろハ火ひの如ごとくなり一ひと余よガ為なしたる
 こと小何なに處ところに在あるか一ひと余よハ何なに處ところに在あるかや彼あれガ所ところ業わざ
 あるか一ひとあつんくの小為なせしことあも何なに處ところに在あるか云いふろべると
 とが心こころハ今いま小もあつんくが来きらバ共とも々々小知しらぬ顔かほせしめ
 んとぞり積つあり一ひとあつんくが所ところ業わざ小何なに處ところに在あるか一ひと何なに故ゆゑ汝なんぢこ

色を知るやといふふるべるとハ大困^{あひこま}其言^{そのことば}誤^{あやま}せんとして
 ぐらぐら一あぐら一ぎ色^{いろ}バ持^も色^{いろ}ハ其誤^{そのあやま}ハ余^{われ}ハ父^{ちち}一くこの臺^{たい}
 所^{ところ}居^ゐたり一ふふらんく^{ふらんく}ガ去^いき破^{やぶ}り一様子^{ようす}何^{なに}ぞされバ
 あり一汝^{なつか}父^{ちち}一くあ^あく居^ゐたりバこの鋒^{さき}の破^{やぶ}き一次第^{しだい}を知^し
 らざり一誤^{あやま}ハ何^{なに}の事^{こと}と云^いへバる^るべるともせつを誥^ごり又^{また}虚^{うそ}
 言^{ことば}を重^{おも}ねて一こハ犬^{いぬ}の肝^{かん}葉^えあるべ^べ一汝^{なつか}去^いきを見^みたりや
 一これを見^みたりと云^いふハ母^{はは}ハ日^ひごとと怒^{いか}り一母^{はは}一ふくき犬^{いぬ}が
 るべると汝^{なつか}ハ園^{かひ}ふ行^{ゆき}て木^きの枝^{えだ}を折^かり来^きき余^{われ}ハあ^あく一めの
 ためこの犬^{いぬ}を打^うつべ^べ一といひ事^{こと}をばる^るべるとハせんう
 なく園^{かひ}へ出^いで木^きを折^からんとま^まる^る愚^{おろ}へ弟^{あとう}のふらんく^{ふらんく}ハ出^い逢^あ
 ひ急^{いそ}ぎ事^{こと}の次第^{しだい}を告^つげふらんく^{ふらんく}一母^{はは}ハ逢^あひ真^ま実^{まこと}を告^つげ
 せ^せて己^{おの}が如^{ごと}く虚^{うそ}言^{ことば}をいふべ^べ一と勸^{すす}めけるふ^ふらんく^{ふらんく}ハ
 ふらんくこれ^{これ}は徒^たがを^を一余^{われ}ハ一言^{いひ}たりとも虚^{うそ}言^{ことば}いふこと
 を好^{この}まむつらま^まち^ち名^なの打^うり一何^{なに}事^{こと}ぞ彼^あの犬^{いぬ}ハ乳^{ちち}を
 とが^{とが}したる者^{もの}ハ何^{なに}とぞこ^こき紙^{かみ}鞭^{むち}つとハ何^{なに}事^{こと}ぞ余^{われ}ハ母^{はは}上の
 愚^{おろ}へとかけ出^いせバる^るべるとハ其^{その}先^ま立^たて走^はり先^まづ家^{いへ}ハ入^い
 る^る一錠^{ちやう}を却^{かへ}一ふらんく^{ふらんく}をバ内^{うち}ハ入^いきま^まして彼^あの木^きの枝^{えだ}を
 母^{はは}へ渡^{わた}したる^る憐^{あは}れむべき^{べき}ハこの犬^{いぬ}あり頭^{かぶ}の上^{うへ}ハ振^あり揚^あげたる
 棒^{ぼう}ハ見^みゆきど其^{その}口^{くち}ハ實^{まこと}の語^{ことば}を述^のべ能^{あた}る^る今^{いま}ふも打^うきんと
 する^る其^{その}折^ありも窓^{まど}の外^{そと}より一ふらんく^{ふらんく}ガ聲^{こゑ}を限^{かぎ}る^る一無^な用^{もち}無^な

色を知るやといふふるべるとハ大困^{あひこま}其言^{そのことば}誤^{あやま}せんとして
 ぐらぐら一あぐら一ぎ色^{いろ}バ持^も色^{いろ}ハ其誤^{そのあやま}ハ余^{われ}ハ父^{ちち}一くこの臺^{たい}
 所^{ところ}居^ゐたり一ふふらんく^{ふらんく}ガ去^いき破^{やぶ}り一様子^{ようす}何^{なに}ぞされバ
 あり一汝^{なつか}父^{ちち}一くあ^あく居^ゐたりバこの鋒^{さき}の破^{やぶ}き一次第^{しだい}を知^し
 らざり一誤^{あやま}ハ何^{なに}の事^{こと}と云^いへバる^るべるともせつを誥^ごり又^{また}虚^{うそ}
 言^{ことば}を重^{おも}ねて一こハ犬^{いぬ}の肝^{かん}葉^えあるべ^べ一汝^{なつか}去^いきを見^みたりや
 一これを見^みたりと云^いふハ母^{はは}ハ日^ひごとと怒^{いか}り一母^{はは}一ふくき犬^{いぬ}が
 るべると汝^{なつか}ハ園^{かひ}ふ行^{ゆき}て木^きの枝^{えだ}を折^かり来^きき余^{われ}ハあ^あく一めの
 ためこの犬^{いぬ}を打^うつべ^べ一といひ事^{こと}をばる^るべるとハせんう
 なく園^{かひ}へ出^いで木^きを折^からんとま^まる^る愚^{おろ}へ弟^{あとう}のふらんく^{ふらんく}ハ出^い逢^あ
 ひ急^{いそ}ぎ事^{こと}の次第^{しだい}を告^つげふらんく^{ふらんく}一母^{はは}ハ逢^あひ真^ま実^{まこと}を告^つげ
 せ^せて己^{おの}が如^{ごと}く虚^{うそ}言^{ことば}をいふべ^べ一と勸^{すす}めけるふ^ふらんく^{ふらんく}ハ
 ふらんくこれ^{これ}は徒^たがを^を一余^{われ}ハ一言^{いひ}たりとも虚^{うそ}言^{ことば}いふこと
 を好^{この}まむつらま^まち^ち名^なの打^うり一何^{なに}事^{こと}ぞ彼^あの犬^{いぬ}ハ乳^{ちち}を
 とが^{とが}したる者^{もの}ハ何^{なに}とぞこ^こき紙^{かみ}鞭^{むち}つとハ何^{なに}事^{こと}ぞ余^{われ}ハ母^{はは}上の
 愚^{おろ}へとかけ出^いせバる^るべるとハ其^{その}先^ま立^たて走^はり先^まづ家^{いへ}ハ入^い
 る^る一錠^{ちやう}を却^{かへ}一ふらんく^{ふらんく}をバ内^{うち}ハ入^いきま^まして彼^あの木^きの枝^{えだ}を
 母^{はは}へ渡^{わた}したる^る憐^{あは}れむべき^{べき}ハこの犬^{いぬ}あり頭^{かぶ}の上^{うへ}ハ振^あり揚^あげたる
 棒^{ぼう}ハ見^みゆきど其^{その}口^{くち}ハ實^{まこと}の語^{ことば}を述^のべ能^{あた}る^る今^{いま}ふも打^うきんと
 する^る其^{その}折^ありも窓^{まど}の外^{そと}より一ふらんく^{ふらんく}ガ聲^{こゑ}を限^{かぎ}る^る一無^な用^{もち}無^な

用犬の爲したる事何れもあつんとるべし
りたりとて又兄上を打つべからずと云ひも終らむ又別
人何れも戸の外よりさしを明けよと云ふ聲を聞け
他の人あつてもこの家の親父あつても母ハ戸を
始終の様子を語りけしバ今日犬を打たんとせし
おほやと云ふ顔色をろべるとハ見るより恐る驚き
の前小平伏し此度かぎり免し給へ最早再び虚言ハ
て泣き叫びつ詛言も父ハこゝを聞かぬ
を捕へて余ハ今汝を鞭つゆ名一度鞭たき後ハ心
むべしとて痛くなく其泣く聲ハ近處も聞ゆる

あり既に鞭ち終りて鞭ハこきふて終る此上ハ夕方の
食事ハ無用な夜ハ人々牛の乳を飲むことも無用
又ふらんくの方へ向きふらんくへ来き汝も母
のひりめの如く夜食ハ牛の乳ハあつるけきどもこハ
為差ことおも何れも汝ハ眞實を語りしゆ鞭たりし
もあく世間の人も汝を親むべし今汝ハ虚言を云ふ
褒美としてこの犬を與ふべしこの犬は汝のため
實の罪を免きたる者なきバ汝ハ此の犬のためハ
人々も明朝余ハ金物屋へ行き新らしき首輪を取て
お附け以来ハこの犬の名を改めてふらんくと名づくべし

と又母小向て云へるふハ此後若し近處の子供来りて今ま
 でづるまじと呼び一犬を何ゆゑふらんくと改めさせしや
 と尋る者何ふバ今日の次第柄をくもしく話し虚言を云ふ
 者と眞實を云ふ者とハ斯く違ふものぞて其耻と面目とを
 説き知らしむべしと

は、何れりや、不るかるどの事

英吉利の國イギリスの國イギリスの商人ばしんせんむき不るかるどの事
 不幸ふして其身代を分散しうをるまの田舎小引籠りてさ
 びく日を送り其妻ふ少しづりの貯りて頼ふして質
 素儉約を守り漸く家の暮り立行くふ付この上ハ兼て金を

借りたる金主の方へ談合さく調へばらんどんの商人の
 べしと仲間を組と再び商賣ふも取掛るべしとて大に樂と
 居たり不るかるどふ一人の娘何り名を何れりやと以ふ年
 十六歳幼少のまじり祖母の手ふせとてら我れ成
 して少しも教を受けしとふけは其家の貧乏かゝるを不
 外聞か思ひ只管こを隠さんととのせり或日乗合の車小
 て家よ歸るまじ相乗ふ三人の町人何り何れりやハ其家の
 貧乏なるを隠さんとしく様々の虚言を云立て或ハ自分の
 家の立派なる模様を以ひ或ハ召使の下女或ハ所持の馬車
 ありてさも其家ハ饒小暮らせる有様な話せしハ豈圖

らんや彼の三人の内二人ハ兼て不る不るどへ金を貸した
る者ふて同人ガ不散とハ以へども或ハ隠し置たる貯金も
何とんと疑ひとれりや借財の断も兼知せざりし折柄と
の娘の話を聞き案ハ相違も何とんとハ思へども尚又念の
ためふりて其許の親父の名ハ不る不るどと以ひ一度分敢
せり是しふまども今日よりても失張やとわふ暮し給へるや
と尋ね事々小娘ハ尚も眞實を白上せりて以前の如く大
言を吐きけきバ彼の二人の金主ハ以よく證據を握りたり
りて不る不るどが不正直ある派怒りその断を聞かざるの
事の次第をくそしく認めたりんどのの何むべしへも

知らせけきバ同人も大ハことば派らるるよりとせりて直
不る不るどへ手紙を遣りし君が如き人物と共ハ仲間を
結ぶんより別ハ正しき人も何とんと事々其人と共ハ事を
為さるしその音を告げたり
右の次第不て不る不るどハ娘の虚言大言のため兼ての
心組をも盡く水の泡と為したるを遺恨なきかそふ一同
人ハ不快なきども申訳のためろんどんへ行かんりて病を
押て出立し車に乗るべき錢もなかり徒歩ふて出掛けしりバ
旅行の暇病を増し止を得て宿屋ハ泊り養生しける
病ハ以よく熱病ハ陥りたり扱もろんどんの何むべしハ

夫婦づきおてうをるまへ行んとをる途中めて丁度この宿
 屋へ泊合せ旅人の病も苦むとの話を聞き兼て慈悲深き
 夫婦の人その容体を尋ねんとて彼の部屋へ入り見よバと
 ハ思哉なきがら不るど互ふ顔を見合て共ふ驚くをかりあ
 せがら不るどハ病の苦痛を忍び彼の娘を乗合車の虚言よ
 りして斯くの次第も成行きとして前後始末を物語り齒が
 とをまして怒りけまバ何むべしハ更ふ又驚きさき巴此人
 小罪何るも何ぞ今日は今より罪なき君を賤しめハ余
 う過あり多て多くの金を費し其病を介抱して故郷へ送り
 返したる○がら不るどハ何むべしハ慈悲おて一旦の病ハ

全快したまども娘のため不商賣の機を失ひ生涯の間繁昌
 の日不逢えざりしとつふ
 右の次第を以て考ふる人たる者ハ一分一釐おても眞實
 の路を外るゝとたハ悪事災難ハ身の八方より立起るもの
 あり

⑫へまんうをくるの事

へまんうをくるハ蘇格蘭のどむりり以るまふる百姓の娘
 あり女の身あまざり百姓のことあまバ農業を事とて仕事
 の暇ハ教の書を読み深く宗旨を信じて身の行状を脩め
 父母死して後ハ一人の妹を養ひ共ハ信心の道を樂まん

とて朝夕二日を教せとも妹の心意盡くくして姉の教に従
て遂小大悪無道の罪を犯して召捕へらまたり國法を以て
こを吟味せしふこの度の悪事若し他の人小相談せし法
とあふば其罪も一等軽くあるべしけまども當人一命の所為
なきバ死罪もも行たるべき様子あり故へき人より裁判
所へ訴へてこの度の悪事ハ姉と妹とて相談せしことあり
と申立おバ妹の罪も軽くあるべきハ必定なきども露をか
りも欺偽なきへき人の氣質にて假令ひ親しき妹の一命小
拘たること小ても虚言ハいふべからむとて心小決し裁判
所へ叫出さきしそは最初より妹の悪事小付てハ一切こを

を知らむと言放しけまバ憐むべきハ妹あり國の掟の如く
死罪を申渡さまたり

右の如くへき人ハ眞實を守らんがため妹の命を救えざ
りし雖ども心中ハ薄情なる小はらむ其死罪小定りたる
を聞き命乞のためろんどの政府へ訴へんよて三百余里
の路を徒跣おて女王の膝下小至り事の次第を明白小述べ
て歎願しけまバ女王もその心中を憐み死罪赦免の沙汰小
及べり
後の世小至り英吉利の文人あるとるまらつとある者へき
人の物語を聞き其眞實を守るの義と其妹を思ふの情と感

心して戯作の書中へ「せん」の名を用ひて女武者とふた
 ることあり且其墓所を探り索て大なる石碑を建て碑の銘
 正記して其徳を表したりをもく「あるとる」といふこと
 世界小名高き文人ふて大家先生たり斯る貴き身かたて見
 るかげゆかりに百姓の娘へ厚き禮を奉つるとハ愉快なる事
 といふべし

童蒙をく草卷の四終

